

各 部 課 長
各 警 察 署 長 殿
(回議先 交通課長)

保存期間	5年 (令和9年3月31日まで)
------	---------------------

徳島県警察本部長

ゾーン30の推進について（通達甲）

県警察における生活道路のゾーン対策については、ゾーン30の推進について（平成23年12月7日徳交規第767号。以下「旧通達」という。）に基づき推進しているところであり、ゾーン30については、県下において、15箇所整備が完了しているところである。この度、令和3年12月31日をもって旧通達の保存期間が満了することから、令和4年1月1日からも引き続き、地域住民、道路利用者等との合意の形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な道路空間の整備を推進することとするので、実効性のある交通安全対策に取り組まれない。

記

1 基本的な考え方

ゾーン30は、一方通行等の交通規制の実施及びハンプ、ガードレール等の物理的デバイスの設置を組み合わせた対策（以下「ゾーン対策」という。）を推進することにより、住居系地区等の安全性、快適性及び利便性の向上を図ることを基本としつつ、住民の合意が得られないこと、財政的制約等から、ゾーン対策が困難な場合は、次によりゾーン対策を推進するものとする。

- (1) 歩行者等の通行が最優先され、通過交通（あるエリアの中に出発点又は到着点がなく、当該エリアを通り過ぎるだけの車両のことをいう。以下同じ。）が可能な限り抑制されるという基本的なコンセプトに対する地域住民の同意が得られる地区をより柔軟にゾーンとして設定する。
- (2) ゾーン内は、最高速度30km/hの区域規制の実施を前提として、その他の対策については、住民の意見や財政的制約も踏まえつつ、実現可能なものから順次実施していく。

2 推進体制の確立

(1) 推進体制

交通規制課及び署に推進責任者及び連絡担当者を置き、次表に掲げるもの

をもって充てる。

交通規制課	推進責任者	交通規制課長（以下「県本部推進責任者」という。）
	連絡担当者	交通規制課の警部補の階級にある警察官のうちから交通規制課長が指名する者（以下「県本部連絡担当者」という。）
署	推進責任者	交通課長（課長代理を含む。以下「署推進責任者」という。）
	連絡担当者	交通課長が指名する者（以下「署連絡担当者」という。）

(2) 任務

ア 県本部推進責任者

県本部推進責任者は、3により、ゾーン設定の可能な地区を選定するとともに、署推進責任者からウの後段の報告がなされたときには、署推進責任者と連携を図り、ゾーン30を推進する。

イ 県本部連絡担当者

県本部連絡担当者は、署連絡担当者と連携し、道路管理者、自治体等と積極的に情報交換を行いゾーン対策に係る意見、要望等を把握し、ゾーン30の円滑な整備に努める。

ウ 署推進責任者

署推進責任者は、3により、自署管内においてゾーン設定の可能な地区を選定するとともに、地域住民、自治体、道路管理者及び警察で構成される協議会を立ち上げるなど、地域住民との円滑な合意の形成がなされるように努める。

なお、ゾーンの設定の可能な地区を選定した場合及び協議会を設置した場合は、県本部推進責任者に報告するものとする。

エ 署連絡担当者

署連絡担当者は、県本部連絡担当者と連携し、道路管理者、自治体等と積極的に情報交換を行いゾーン対策に係る意見、要望等を把握し、ゾーン30の円滑な整備に努める。

3 対策の具体的な推進方法

(1) ゾーン30の設定

ゾーン30は、次のとおり設定する。

ア ゾーン設定の手順

(ア) ブロックの設定

市町村等の行政区画、D I D地区（人口集中地区のことをいう。）等を単位として都市部又は市街地から、2車線以上の幹線道路又は河川、鉄道等の物理的な境界で区画された場所をブロックとして選定する。

(イ) ブロック内の検討

ブロック内の1車線道路の中で、主として地域住民等の日常生活に利用される道路で、自動車の通行よりも歩行者及び自転車の安全確保が優先されるべき道路を生活道路として選定する。また、ブロック内の2車線道路であっても、現場の交通状況等を勘案し、特に歩行者及び自転車の安全確保が必要と認められる道路は、将来、中央線を抹消し1車線化することを前提に生活道路として選定する。

(ウ) ゾーンの設定

- a 生活道路が集積している区域をゾーンとして設定する。
- b ゾーンの境界となる道路は、原則として2車線以上の道路又はゾーン内の道路と比較して沿道の状況等の変化がドライバーに容易に認識できる1車線道路とする。
- c あらかじめ限られた場所を対象としてゾーン設定する場合は、(ア)及び(イ)を省略することができる。

イ ゾーン設定上の留意点

- (ア) ゾーン30の設定は、地域住民の要望が高い場所を優先して積極的に行うこと。
- (イ) 日常生活圏、小学校区等の地区としてのまとまりにかかわらず、狭い区域であってもゾーン内の通過交通と自動車の走行速度を抑制することについて住民の合意が形成できる区域において優先的にゾーンを設定すること。
- (ウ) ドライバーに対して、ゾーン内の最高速度30km/hの区域規制の遵守を心理的に促すため、ゾーン内の道路は、1車線の道路で構成し、沿道の状況等からゾーン内であることが認識できるように工夫すること。

(2) ゾーン30の対策

ア ゾーン30は、次の事項を前提としつつ、その他の対策については、住民の意見及び財政的制約を踏まえ、実現可能な対策から順次行うこと。

(ア) ゾーン内の最高速度30km/hの区域規制

(イ) 路側帯の設置及び拡幅並びに車道中央線の抹消

イ 歩道の設置及び拡幅並びに物理的デバイスの設置が困難な場合には、これらに代わり、車道外側線の設定方法を工夫することによる狭さく、クラ

ンク、スラロームの形成並びにカラー舗装及びクロスマークの設置による交差点及び路側帯の明確化等の措置を講ずることに特に留意すること。

なお、路側帯の設置及び拡幅を行う場合は、歩行者等の通行に十分な幅員を確保すること。

ウ ゾーン30の境界道路及び周辺道路における交通円滑化対策

(ア) ゾーン30の入口には、最高速度30km/hの背板付きの区域規制標識並びにゾーン専用のシンボルマーク入りの看板及び路面表示を設置して、ゾーン30の入口を明確にすること。

(イ) ゾーン30の境界道路及び周辺道路における交通円滑化の対策として、信号機の新設及び高度化、右左折レーンの設置等に努めること。

エ 物理的デバイスの設置が予定される場合は、交通部長が別に定める整備方針に基づき適切に対応すること。

(3) 道路管理者との連携

道路管理者と緊密な連携を図り、ゾーン30内の対策を推進することとし、特に路側帯の設置及び拡幅については、より効果的なものとするため、道路管理者と路側帯の幅員について調整するとともに、必要に応じて路側帯のカラー舗装等を要望すること。

4 ゾーン30の広報

ゾーン30の趣旨及び設定箇所をドライバーに周知し、通過交通と自動車の走行速度の抑制を図るため、県本部ではゾーン30を新たに設定した場合には、県警察ホームページに当分の間その旨を掲載していることから、署においても自治体のホームページ、各種広報紙等を活用して積極的な広報に努めること。

5 効果検証等

ゾーン30を実施した場合には、ゾーン30内の通過交通及び自動車の走行速度が抑制され、自動車の通行よりも歩行者及び自転車の安全確保が優先される道路空間となっているか、追加して実施すべき生活道路対策がないかを地域住民の意見を反映しつつ定期的に検証し、必要な見直しを行うこと。